



令和 8 年度 旭川市職員採用候補者資格試験 試験案内 (後期日程)

旭川市では仲間と協力しながら、一生懸命取り組むことができる方のご応募をお待ちしています

目指すべき職員

- ・ チャレンジ精神旺盛な未来志向
- ・ 市民目線に立った協働志向
- ・ 多様性を認め合うチームワーク志向

採用試験の特徴

受験者全員と面接！
「人物重視」の採用試験です

【問合せ先】

旭川市総務部人事課(旭川市総合庁舎 6 階)

〒 070-8525 北海道旭川市 7 条通 9 丁目 4 8 番地

電 話 (0166)25-5445

メー ル jinji_ikusei@city.asahikawa.lg.jp

ASAHIKAWA CITY

■ 試験区分と募集職種

区分		募集職種	採用予定人数	主な職務内容
短大卒の部 ・ 高校卒の部	事務	一般行政	12 人程度	税・福祉・経済など市政の様々な分野における行政事務全般の業務 【行政事務部局全般】
	技術	土木	4 人程度	道路・橋梁・公園の維持管理、水道事業や都市計画などの土木分野における業務 【農政部、土木部、上下水道部など】
		建築	1 人程度	建築物の確認・検査、住宅施策や市営住宅の維持管理などの建築分野における業務 【建築部など】
		電気	1 人程度	電気設備の工事、工事の設計・監督、設備の保全などの電気分野における業務 【環境部、建築部、上下水道部など】
		機械	1 人程度	機械設備の工事、工事の設計・監督、設備の保全などの機械分野における業務 【建築部、上下水道部、経済部(工業技術センター)など】
障害のある方の部	事務	一般行政	1 人程度	税・福祉・経済など市政の様々な分野における行政事務全般の業務 【行政事務部局全般】
カムバック採用	本市職員であった時点の職種と同じ職種		1 人程度	それぞれの職種に応じた業務

※ カムバック採用に該当する方において、異なる職種での採用を希望する場合は、本市職員採用試験（社会人の部）等を受験していただく必要があります。

■ 受験資格

試験区分		受験資格(学歴及び生年月日等)
短期大学卒 (短大卒) の部	全区分	以下の要件をいずれも満たす方 ・ 大学卒者に該当しない方で、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）に規定する短期大学（高等専門学校を含む。）を卒業若しくは令和9年3月までに卒業見込み又はそれと同等の資格を有する方、または、大学卒者に該当しない方で、大学に2年以上在学して62単位以上を修得した（令和9年3月までに修得見込みを含む。） ・ 平成10年4月2日以降に生まれた方 ・ 本市職員採用候補者資格試験の「社会人の部」の受験資格に該当しない方
高等学校卒 (高校卒) の部	全区分	以下の要件をいずれも満たす方 ・ 大学卒者及び上記短期大学卒の資格要件に該当しない方で、法に規定する高等学校（中等教育学校を含む。）を卒業若しくは令和9年3月までに卒業見込み又はそれらと同等の資格を有する方で、平成12年4月2日以降に生まれた方または、最終学歴が法に規定する中学校を卒業した方で、平成12年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた方 ・ 本市職員採用候補者資格試験の「社会人の部」の受験資格に該当しない方
障害のある方の部	事務	以下の要件をいずれも満たす方 ・ 次に掲げる手帳等の交付を受けている方 (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳（1～6級）又は都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。）若しくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書又は意見書 (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳 (3) 都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核都市の長が交付する療育手帳又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書 ・ 昭和42年4月2日以降に生まれた方で、令和8年4月1日において、法に定める義務教育を修了した日から起算して2年以上の方
カムバック採用	全区分	以下の要件をいずれも満たす方 (1) 過去に旭川市職員（任期の定めのない職員。）を退職した方で旭川市を退職した日から、令和8年3月31日時点で10年を経過していない方 (2) 旭川市職員採用候補者資格試験（旭川市消防本部及び市立旭川病院での採用試験を除く。）に合格し、過去に旭川市において、旭川市職員としての実務経験を3年以上有する方 ※ ただし、休職・停職等職務に従事していない期間は除く（育児休業や介護休業期間は含む。） (3) 昭和42年4月2日以降に生まれた方（令和9年4月1日現在 59歳以下の者）

試験区分		その他受験資格
短大卒の部 ・ 高校卒の部	技術	以下の要件を満たす方 ・各試験区分に関係のある専門科目を履修している方
		土木 土木技術に関する科目（数学・物理・情報、土木構造設計（構造力学、構造設計）、土木基盤力学（水理学、土質力学）、測量、社会基盤工学、土木施工など）
		建築 建築技術に関する科目（数学・物理・情報、構造設計、建築構造、建築計画、建築法規、建築施工など）
		電気 電気技術に関する科目（数学・物理、電気回路、電気機器、電力技術、電子計測制御、電子技術、電子回路、通信技術、情報など）
		機械 機械技術に関する科目（数学・物理・情報、材料力学、流体力学、熱工学、電気工学、機械力学・制御、機械設計、機械材料、機械工作など）

- ※ 障害のある方の部受験者の手帳等は、受験申込日及び受験日当日において有効であること。
- ※ 身体障害を有する旨の診断書又は意見書のうち、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る。
- ※ カムバック採用の実務経験は、次の職員として勤務した経歴も除きます。
 - ・地方公務員法第 3 条第 3 項の規定による特別職の職員
 - ・地方公務員法第 22 条の規定による条件付採用職員
 - ・地方公務員法第 22 条の 2 の規定による会計年度任用職員
 - ・地方公務員法第 22 条の 3 第 1 項の規定による臨時的任用職員
 - ・地方公務員の育児休業等に関する法律第 6 条第 1 項の規定による任期付職員及び臨時的任用職員
 - ・地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第 3 条各項及び第 4 条各項規定による任期付職
- ※ 自身の学部・学科等が該当するか不明な場合は御相談ください。
- ※ 採用人数は、欠員の状況等により変更することがあります。
- ※ この試験の最終合格者は、「旭川市職員採用候補者名簿(7 ページ参照)」に登載されます。
ただし、資格要件を満たさないことが明らかになった場合(定められた期限までに卒業できなかった、必要な履修科目や免許・資格等を確認できなかった、定められた職務経験期間を確認できなかった場合等)には合格を取り消します。
- ※ 重複受験の制限
この後期日程のいずれかの試験区分を受験される方は、今年度を実施されるほかの区分の旭川市職員採用候補者資格試験と重複して受験することはできません。
- ※ 日本国籍を有しない方は、受験資格のほかに、永住資格を有することが必要となります。
また、試験に合格した場合の採用及びその後の昇任については、「日本国籍を有しない者は公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職には就くことができない」という公務員の基本原則に基づき行われることとなります。
 - ・「公権力の行使」とは、命令、処分等を通じて、対象となる市民の意思にかかわらず、権利・自由を制限することとなる行為をいい、例えば「税の徴収業務、生活保護の決定・実施、道路管理に伴う許認可業務」などがあります。
 - ・「公の意思の形成への参画」とは、市政の企画、立案、決定等に関与することをいい、これに携わる職とは、最終決定権を有する職及び市の基本施策の決定に携わると市長が認めた職をいいます。
- ※ 地方公務員法(昭和 25 年法律第 26 1 号)第 16 条(欠格条項)に該当する方は受験できません。
 - ・地方公務員法第 16 条の主な内容
 - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 旭川市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない者

■ 試験スケジュール

試験区分		短大卒の部・高校卒の部		障害のある方の部	カムバック採用
募集職種		全区分		事務（一般行政）	本市職員であった時点の職種と同じ職種
申込受付期間		7月21日(火) 8時45分 から 8月4日(火) 17時15分 まで			
第1次試験	試験内容	個人面接試験・書類審査試験・教養試験			書類審査試験
	個人面接試験日	9月12日（土）、9月13日（日）			
	会場	オンライン			
	教養試験試験日	9月27日(日) 9時45分までに着席 （開場：9時00分）	受験者に別途 御案内いたします		
	会場	旭川市総合庁舎 （旭川市7条通9丁目）			
	合格発表	10月中旬			10月中旬
第2次試験	試験内容	個人面接試験			
	試験日	10月24日（土） 10月25日（日）	受験者に別途 御案内いたします		10月下旬
	合格発表	11月中旬			11月中旬
採用予定日		令和9年4月1日			

- ※ カムバック採用の第1次試験は、旭川市職員として勤務していた際の人事評価や勤務実績等も勘案します。
- ※ 第2次試験は、第1次試験の合格者のみが受験対象となります。
- ※ 勤務場所の受動喫煙対策として、敷地内は原則禁煙としております。

■ 試験科目

試験	受験対象	科目	内容及び出題分野
第 1 次 試験	全区分	書類審査試験	受験申込時に提出するフォームの内容の審査
	短大卒の部 ・ 高校卒の部	個人面接試験	人物などについての個人面接試験 (「第 1 次試験『個人面接試験』について」のとおり)
	障害のある方 の部	教養試験 (120分)	時事、社会・人文、自然に関する一般知識及び文章理解、 判断・数的推理、資料解釈に関する能力を問う択一式試験 (出題数40題)
第 2 次 試験	全区分	個人面接試験	人物などについての個人面接試験

※ 各試験の詳細は、受験番号通知及び各試験の合格通知に記載いたします。

※ 各試験受験前に、追加の資料を提出していただく可能性があります。

■ 受験上の配慮（対象：障害のある方の部の受験者）

1 視覚障害のある方については、その障害の程度により以下の方法による受験ができます。

- (1) 教養試験の点字による受験（解答時間は3時間となります。）
- (2) 教養試験の試験時間の延長（解答時間は2時間30分（通常の1.25倍）となります。）

次に該当する方が対象となります。

- ・ 良い方の眼の矯正視力が0.15以下の方
- ・ 視野狭窄等でこれに相当すると医学的観点から認められる方

2 聴覚障害のある方については、試験官の説明事項を書面で伝達することができます。

3 (1)及び(2)の内容も含め、受験の際に配慮を希望される方は、エントリーフォームにその内容を記入してください。

※ 教養試験の試験時間の延長の対象になるか否かは受験申込後に診断書等で確認します。

※ 内容によっては試験の実施上、配慮できない場合もあります。

■ 第1次試験「個人面接試験」について

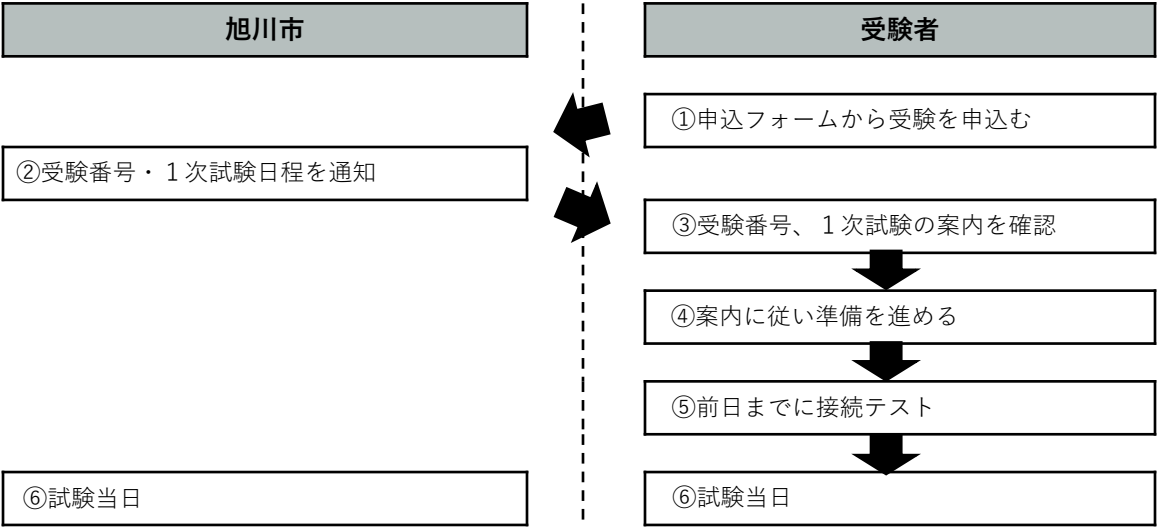
- 1 受験方法
- Web会議ツール「Webex」を用いたオンライン対応とします。
- 2 オンライン対応に必要な環境(条件)等
- (1) Web会議ツールWebexを利用できる環境であること

また、安定して接続できるインターネット回線を用意できること

(2) Webカメラ、マイク、スピーカー(またはヘッドホン)機能を備えたスマートフォン又はパソコン、タブレット端末のいずれかを用意できること

(3) 第3者がいない仕切られた空間で受験することができること
- 3 個人面接試験までの流れ
- 受験申込期間締切後に、受験番号について通知いたします。個人面接試験の日程等を案内いたしますので確認してください。
- ※ 受験に使用する端末にWebexをインストールしておく等、案内に従って準備を進めてください。
- ※ やむを得ない事情を除き、受験時間までに接続が確認できない場合は辞退の取扱いといたします。
- ※ 当日、Webexに接続できない場合は、至急ご連絡ください。

(参考) 1次試験(個人面接試験)受験までの流れ



■ 合格発表の方法及び成績開示

試験課程	発表の方法	
最終試験以外	<u>合格者のみ</u> に通知します。	通知のほか、旭川市役所(旭川市 7 条通 9 丁目) 掲示場及び旭川市ホームページ (http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/) に受験番号を掲示します。
最終試験	<u>受験者全員</u> に可否を通知します。	

※ 不合格者のうち、希望する方に対して、試験結果(総合順位)をお知らせします。

- (1) 対象者：第 1 次、第 2 次試験の不合格者(本人に限ります。)
- (2) 内 容：不合格になった試験の得点及び順位
- (3) 期 間：不合格になった試験の合格発表の日から 1 か月間(土曜日、日曜日及び祝日を除きます。)
- (4) 場 所：旭川市総務部人事課(市役所総合庁舎 6 階)

※ 郵送を希望する場合は、110 円切手を貼った返信用封筒(定形・宛先明記)を必ず同封してください。
なお、返信先は、受験申込書に記入した現住所又は連絡先に限ります(電話での申出はできません。)

■ 合格から採用まで

- 1 最終試験の合格者は、「旭川市職員採用候補者名簿(有効期間：合格発表の日から 1 年間)」に登録されます。ただし、採用候補者名簿に登録された方で、次の要件等に該当する方はこの名簿から削除されます。
 - ・令和 9 年 3 月 31 日までに高等学校を卒業できない場合
 - ・該当する採用職種の受験資格を有していない方が、令和 8 年度中(令和 9 年 3 月 31 日まで)に各試験区分に関係のある専門科目を履修していない場合

※ 最終試験の合格者には、採用候補者名簿に登録される「最終合格者」と、本区分の最終合格者に辞退があった場合又は欠員が生じるなど新たに採用の要因が発生した場合に最終合格者に繰り上がる「補欠合格者」の 2 種類あります(「補欠合格者」を設定しない場合もあります。)
- 2 採用時期は、原則令和 9 年 4 月 1 日を予定しています。
- 3 最終試験の補欠合格者の有効期間は、最終合格発表の通知にて改めてお知らせいたします。この期間内に最終合格者に繰り上がらなかった場合は、その資格を自動的に失うことになります。

■ 申込方法等(パソコン、スマートフォンから申込みが可能です)

	申込手順	申込フォーム
申込方法	1 旭川市ホームページ「旭川市職員採用情報」ページから試験案内を確認し、受験する申込区分等を選択する。 ※ 令和7年度の採用試験と受験可能な試験区分が変更になっている場合があります。「短大卒・高校卒の部」を受験される方は「社会人の部」の受験資格に該当しないかあらかじめ確認の上、2にお進みください。 2 受付期間内に右記申込サイトにて必要事項を入力する。 ※ 申込用の写真データ(※1)をご用意ください。 ※ 申込できる試験区分はひとつのみです。 ※ 同一試験区分に複数回の申込があった場合は最初の申込みのみを有効とします。 ※ 複数の試験区分に申込みがあった場合も最初の申込のみを有効とします。 ※ 受験資格がない試験区分に申込があった場合はいずれの試験区分でも受験不可となりますので御注意ください。 3 後日、受験番号と試験案内の通知が届く。 ※ 上記2をもって受験申込完了となります。 ※ 就職支援サイトからの「エントリー」では、受験申込とはなりませんのでご注意ください。 ※ 入力内容に不備があると受験できない場合がありますので、ご注意ください。 ※ 受付完了後、システムから受付完了メールが自動送信されます。メールが届かない場合、次の状況が考えられます。 (1) メールアドレスに誤りがある (2) 案内メールが迷惑メールフォルダに振り分けられている 上記(1)、(2)を確認したうえで、至急問合せ先までご連絡ください。	短大卒の部 高校卒の部 https://logoform.jp/f/VOdSh 
		障害のある方の部 https://logoform.jp/f/zAd7S 
		カムバック採用 https://logoform.jp/f/IDxMb 

- ※1 上半身、無帽、正面向きで申込前6か月以内に撮影した写真データを使用してください。
(データサイズ：縦横比「4：3」、「最大10MB」、データ形式：「.jpg」「.jpeg」「.png」のいずれか)
- ※ 申込後の問合せには受付番号を使用いたします。必ず控えを取り、忘れないようにしてください。
- ※ **受付期間後はいかなる理由があっても申込受付できません。**
- ※ 受付期間終了間際は申込サイトへのアクセスが集中し、繋がりにくくなる可能性があります。時間に余裕を持って早めの申込をお願いいたします(サイトのメンテナンス等で申込できない期間がある可能性があります)。
- ※ 紙による申込はできません。
- ※ 申込サイトにより取得した個人情報、今回の職員採用試験の円滑な実施のために用い、それ以外の目的には使用いたしません。

■ 給与

学歴・採用職種	初任給	その他
短大卒	216,500円	時間外勤務手当、扶養手当、通勤手当、 期末・勤勉手当等があります。
高校卒	200,300円	
障害のある方	232,000円（大学卒） 216,500円（短大卒） 200,300円（高校卒）	

- ※ この初任給は、令和8年4月現在の給料月額であり、採用前に給与改定等があった場合は、その定めるところによります。
- ※ 初任給は、職務経験の年数等に応じ決定されます。

18歳 高校卒 (職務経験0年で採用された場合の給与月額例)			20歳 短大卒 (職務経験0年で採用された場合の給与月額例)		
年齢	経験年数	給与月額例	年齢	経験年数	給与月額例
18	1年目 初任給	200,300円	20	1年目 初任給	216,500円
26	9年目 係員	246,100円	25	6年目 係員	243,300円
30	13年目 主任昇任	276,300円	29	10年目 主任昇任	276,300円
40	23年目 係長職昇任	338,700円	39	20年目 係長職昇任	338,700円

- ※ 例に示した昇任年数はモデルケースです。

■ 過去の採用者数・最終合格者数(〔 〕は女性の内訳数)

実施年度	試験区分			募集人数	受験者数	最終合格者数	倍率
令和 7 年度	短大卒 高校卒 の部	事務	一般行政	1 0 人	4 3 人〔1 9 人〕	1 4 人〔1 0 人〕	3. 1
		技術	土木	4 人	4 人〔 0 人〕	3 人〔 0 人〕	1. 3
			建築	1 人	3 人〔 0 人〕	2 人〔 0 人〕	1. 5
			電気	2 人	2 人〔 0 人〕	0 人〔 0 人〕	—
			機械	2 人	3 人〔 1 人〕	1 人〔 1 人〕	3. 0
	障害の ある方 の部	事務	一般行政	1 人	9 人〔 1 人〕	1 人〔 0 人〕	9. 0
	カム バック 採用	本市職員であった 時点の職種と同じ職種		1 人	0 人〔 0 人〕	—	—

